平成２３年（フ）第５４２号
岐阜市鷺山1768番地45
債務者　かねもり岐阜こと　上田　　晃
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２４号
秋田県大館市十二所字川代59番地の４
破産者　有限会社吉原電気工業
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第８１８号
千葉市花見川区花園３丁目２番15号
破産者　石橋　正文
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６号
群馬県利根郡昭和村大字川額1168番地１
破産者　有限会社諸田一雄商店
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第９５９号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目１番地５
クレアトール301号
破産者　今西　　章
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１１０号
札幌市手稲区新発寒４条３丁目17番１号
破産者　有限会社渡辺住建
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４号
秋田県山本郡三種町森岳字東囲95番地の１
破産者　有限会社佐藤建設
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１６１０号
千葉県船橋市馬込町818番地９
破産者　大塩　壽子
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８４号
千葉県船橋市三咲２―13―９森永カタルス宅配センター、住民票上の住所千葉県船橋市高根台６丁目６番１―303号
破産者　飛高　秀男
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３８８号
千葉県銚子市三軒町５番地の25
破産者　信田　臣一
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９３号
盛岡市みたけ３丁目２番21号
破産者　株式会社三陽食品
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２９４号
盛岡市みたけ３丁目２番21号
破産者　株式会社サンヨー企画
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９３４号
東京都武蔵村山市本町４丁目９番地の３
破産者　下田　孝夫
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８５９号
東京都武蔵村山市伊奈平６丁目４番地
破産者　有限会社ドルフィンオート販売
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４７号
神奈川県秦野市南矢名824番地の１
破産者　有限会社伊勢屋鶴巻店
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３号
岐阜県養老郡養老町下笠773番地の２
破産者　有限会社加藤商事
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
京都市伏見区竹田中川原町83番地６
破産者　株式会社エヌテック
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
岡山県備前市伊部968番地３
破産者　鈴木　旦自
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８号
岡山県倉敷市児島上の町２丁目10番55号　マリッチ岡102
破産者　山口　　正
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８号
福岡県柳川市下宮永町743番地20
破産者　株式会社原田技研工業
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第６８６号
大分市大字岡川26番地の28
破産者　有限会社伊藤海産
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２０号
大分県臼杵市大字臼杵２の107番地の560
破産者　有限会社石井化粧品店
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係